

2025（R7）年度

社会福祉法人あしたばの会

たんぽぽ保育園

園のしおり

本園、しんはな分園、一時保育ばんび





園のしおり 目次

1、社会福祉法人あしたばの会 2025（R7）年度 事業計画	・ ・ ・ 1
2、ご意見・要望（苦情等）の解決のための仕組み	・ ・ ・ 11
3、保育について	・ ・ ・ 12
4、たんぽぽ保育園 保健のしおり	・ ・ ・ 19
5、たんぽぽ保育園 給食のしおり	・ ・ ・ 30
6、社会福祉法人あしたばの会 個人情報管理規定	・ ・ ・ 33
7、たんぽぽ保育園「本園・分園」年間行事、文化行事計画	・ ・ ・ 38
8、園からのお願い	・ ・ ・ 41



（「法人」令和 7 年度 事業計画）

社会福祉法人「あしたばの会」のあゆみ

（たんぽぽ保育園・しんはな分園・一時保育）

<設立の経緯・趣旨と事業内容>

当園は 1978 年（昭和 53 年）4 月 1 日より、社会福祉法人「あしたばの会」初代：佐治守夫（東大教育学部教授）理事長が設立・経営する「たんぽぽ保育園」として開園されました。

（2 代：井上健治・3 代：菅原良次・4 代：西住裕文）

その前史は、1964 年 2 月 3 日東大病院に勤務する看護師が結婚・出産しても働き続けられることを願い、園児 1 名、保育士 1 名の「無認可」で発足した「東大保育所」です。その後、第一次石油ショックと日本全体の経済（財政）危機の影響を受け、経営が困難になり無認可保育所を解散。東京大学・東京大学病院の理解と協力により設立委員会を設置し、土地と建物（旧園舎）を文科省（旧文部省）・財務省（旧大蔵省関東財務局）の無償貸与を受け、「東大に勤務する教職員・大多数の看護師・生協職員・大学院生・東大に關係する組合」の取組み、支援を受け「法人」あしたばの会が経営するたんぽぽ保育園に引き継がれました。その後の事業展開は「下記」を参照してください。

<法人・園の設立目的>

- ① 働く女性の就労を支援する。
- ② 産休明けから就学前までの「保育・教育」を実施する。
- ③ 「研究・教育・医療」活動を理解し、協力する。
- ④ 子どもたちの健やかな成長・発達の保障、そのための保育条件・環境の向上を目指す。
- ⑤ この地域における保育を必要とする児童の保育と福祉の増進に貢献する。

<事業目的と事業の内容>

（1）事業の目的

- ① 乳幼児の「保育と教育」活動
- ② 保育を必要とする子どもの社会的福祉活動
- ③ 事業の内容

- ・昭和 58 年 3 月 新しく現園舎に増改築し、定員を 80 名→108 名（365 平方メートル→685 平方メートル）、法人化（認可）直前の定員は約 60 名規模）
- ・昭和 63 年 9 月 延長保育－19 時 15 分まで開始
- ・平成 12 年 4 月 一時保育（バンビ）開始
- ・平成 14 年 目白台緊急一時保育開始。平成 18 年、区の都合により移管）
- ・平成 14 年 4 月 ゆしま分園創設（0 歳 6 名、1 歳 6 名、2 歳 7 名－計 19 名）

- ・平成 21 年 7 月 子育て支援「すくすくひろば」開始（自主事業）
- ・平成 22 年 4 月 ほんごう分園創設（1 歳 6 名、2 歳 7 名、3 歳 7 名－計 20 名）
- ・平成 24 年 9 月 しんはな分園創設（3 歳 4 名、4 歳 10 名、5 歳 10 名－計 24 名）
- ・平成 28 年 4 月 こととい分園創設（1 歳 7 名、2 歳 9 名、3 歳 12 名－計 28 名）
- ・令和 2 年 11 月 しんはな分園 1 階部分増員、定員（3, 4, 5 歳児各 12 名定員－計 36 名）
2 階部分増員、定員（4 歳 19 名、5 歳 19 名－計 38 名）
- ・令和 4 年 4 月 ゆしま分園廃園 しんはな分園へ統合
（0 歳 6 名、1 歳 9 名、2 歳 11 名、3 歳 12 名、4 歳 14 名、5 歳 14 名－計 66 名）
- ・令和 5 年 3 月 ほんごう分園廃園
- ・令和 5 年 9 月 こととい分園廃園

1. 経営と運営に関する法人の「考え（理念）」

- ①児童憲章、児童福祉法、学校教育法の理念に基づくと共に、子ども権利条約に掲げられる子どもたちの「最善の利益」が保障されるよう努力する。
- ②社会福祉法人あしたばの会運営と経営は、平成 29 年度からスタートした社会福祉制度改革に伴う新定款に基づいて進め、同時に社会福祉法・労働基準法、就業規則等「制度・規則」を遵守し、透明性のある社会的・公的事業であることを基本に推進する。
- ③「保育所保育指針・幼稚園教育要領」等に基づき、外部研修への積極的派遣と講師を招いての研修を行う。
- ④日本の保育園、幼稚園で長年進められてきている「一斉保育」を見直し、乳児期は生活を中心に担当制を取り入れ、（平成 26 年 11 月から）たんぼ保育園の「保育と教育」＝子ども達 1 人ひとりの意欲と考えを尊重した「主体性、自主性」の育ちを培う、就学前に大切な「生きる力、生活力、豊かな心、社会性、多様な能力、文化力」等の基礎を育む「保育と教育」を進める。
- ⑤園と利用者が連携し、地域社会の理解と支援、協力を得て共に育てる保育を推進する。
- ⑥子どもの心身の健やかな発達には、「豊かな環境の保障」と「職員の専門性」《注》の向上が不可欠であり、そのためにも「明るく、安心して」働ける保育園を目指す。
《注》専門性の基本は①子ども 1 人ひとり（個）の「心と気持ち」（何を求め、何をやりたいかな等）を理解する力 ②子どもの月齢・年齢別の成長、発達を理解し、それらに対応する保育士の能力（総合的力量）（創造力・感性・保育力、技術・博物力）
- ⑦たんぼ保育園における「本園・分園」の「経営・運営」と「保育・教育」は協同活動、交流、協力を基本に質の向上と一体的に進める。
- ⑧子ども達が国内外の文化を理解、経験できる機会をつくる。
（国外の食事等を通して意識的に触れる機会をつくるよう心がける。）

2. 「養護・保育・教育」を概念的に総合的に捉える

- ①養護とは、「いのち」の大切さを基本に「生活習慣（食事、睡眠、排泄、着脱等）感受性・感性」等、生命の維持、尊厳に直接つながる非認知能力（共感、信頼、自己肯定感）等を大切にする。
- ②保育とは、①、③を総合的に含み、子ども権利条約や児童福祉法が目指す全ての子ども達に区別、差別をせず、平等な福祉を保障されるよう努力することである。
- ③教育は、子ども達の豊かな心身の成長、発達に添い、小学生から社会人を見通し、自分で考え行動できる「多様な能力・技能」等の基礎を総合的に育み、向上を促す―「知力・運動・社会性・規範・自尊心・言語力（コミュニケーション）・文字、数」等を基本に、この3点は乳児期から幼児期、就学前に向け総合的に捉え、育むことが大切と考える。

3. 「保育・教育」の理念とめざす「子ども像」

- 1) 理念を大切にした「保育・教育」が保障された子ども
 - ①人としての情緒・感性・豊かな心・様々な能力と社会性、自尊・他尊感情を育て、その基礎が培われた子ども。
 - ②自主性、主体性を大切に自尊・他尊感情、自分で判断し、自分を主張できる力と友だちと協力し合える心を持った子ども。
 - ③夢と希望、豊かな想像力が育まれる「生活と遊び」を保障され、発達に見合った心身の能力の基礎が育てられた子ども。
- 2) 幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿（保育指針）
 - 健康な心と身体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり
 - 思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量・図形、文字等への関心・感覚
 - 言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現
- 3) 園が目指す具体的な「保育と教育」により、人としての基礎を育てる5つの目標
 - ①生活する力（生活習慣・自立（律）・自尊心・希望）
 - ②生きる力（食事・健康・運動・自信・希望）
 - ③知的力（感受性・考える・言葉・創造力・多様な能力・技能）
 - ④社会性のある力（規範・ルール・コミュニケーション・社会性）
 - ⑤文化の力（生活様式・食事・音楽・遊び・言語・しつけ・行事）
- 4) 園が目指す「5つの子ども像」と（上記1, 2を基本に）
 - ①健康で明るく元気に遊べる子ども
 - ②良く見て、聞いて、考えて行動できる子ども
 - ③いろいろと自分を豊かに表現できる子ども
 - ④自分も友だちも大切にできる子ども
 - ④ 命を大切にできる子ども

2. 「養護・保育・教育」を概念的に総合的に捉える

- ①養護とは、「いのち」の大切さを基本に「生活習慣（食事、睡眠、排泄、着脱等）感受性・感性」等、生命の維持、尊厳に直接つながる非認知能力（共感、信頼、自己肯定感）等を大切にする。
- ③教育とは、子ども達の豊かな心身の成長、発達に添い、小学生から社会人を見通し、自分で考え行動できる「多様な能力・技能」等の基礎を総合的に育み、向上を促す―「知力・運動・社会性・規範・自尊心・言語力（コミュニケーション）・文字、数」等を基本に、この3点は乳児期から幼児期、就学前に向け総合に捉え、育むことが大切と考える。
- ②保育とは、①、③を総合的に含み、子ども権利条約や児童福祉法が目指す全ての子ども達に区別、差別をせず、平等な福祉を保障されるよう努力することである。

3. 「保育・教育」の理念とめざす「子ども像」

- 1) 理念を大切にした「保育・教育」が保障された子ども
- ①人としての情緒・感性・豊かな心・様々な能力と社会性、自尊・他尊感情を育て、その基礎が培われた子ども。
- ②自主性、主体性を大切に自尊・他尊感情、自分で判断し、自分を主張できる力と友だちと協力し合える心を持った子ども。
- ③夢と希望、豊かな想像力が育まれる「生活と遊び」を保障され、発達に見合った心身の能力の基礎が育てられた子ども。
- 2) 幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿（保育指針）
- 健康な心と身体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり
○思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量・図形、文字等への関心・感覚
○言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現
- 3) 園が目指す具体的な「保育と教育」により、人としての基礎を育てる5つの目標
- ①生活する力（生活習慣・自立（律）・自尊心・希望）
②生きる力（食事・健康・運動・自信・希望）
③知的力（感受性・考える・言葉・創造力・多様な能力・技能）
④社会性のある力（規範・ルール・コミュニケーション・社会性）
⑤文化の力（生活様式・食事・音楽・遊び・言語・しつけ・行事）
- 4) 園が目指す「5つの子ども像」と（上記1, 2を基本に）
- ①健康で明るく元気に遊べる子ども
②良く見て、聞いて、考えて行動できる子ども
③いろいろと自分を豊かに表現できる子ども
④自分も友だちも大切にできる子ども
④ 命を大切にできる子ども

4. 「保育・教育」事業の具体的考え

< 1) 保育・教育事業について >

- ① 保育をめぐる全体的状況、多様なニーズに対して積極的に対応し、継続する。
- ② 感染症予防を基本に「衛生・安全・管理」の徹底、情報の収集、地域、利用者、職員の協力を強化する。
- ③ 乳幼児の保育・教育の前進に向け「5つの園目標」と保育指針「10の姿」
「主体性、社会性、健康な体づくり」を育むため「計画・実践・反省」基本に積極的に推進する。
- ④ 目標とする理念、保育、子どもの姿、その実現を目指す保育環境を見直し、課題を明確にし、恒常的改善に努める。
- ⑤ 職員のスキルアップと保育・教育の向上のため自己研修を奨励し、園内外の研修と職員間、クラス間等のコミュニケーション力の強化を図る。
- ⑥ 保健関係も命・安全・安心を基本に「感染症、衛生管理、アレルギー等」について常に何が大切か課題を明確にし、計画的に取り組む。
- ⑦ 給食関係も命・安全・安心を基本に「アレルギー、食の安全、衛生管理等」について常に何が求められているのかを意識し、何が大切か課題を明確にして計画的に取り組む。

今年度の運営・「保育と教育」等の活動計画

- ① 利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園（本園・分園）の運営を行う。
- ② 子育て家庭が信頼し、安心して子どもを預けられる保育（園）を目指す。
- ③ 保育制度及び諸基準を基本に本園・分園における「教育・保育」条件及び保育環境の整備、充実に努力する。
- ④ 「生活と遊び」の充実、子ども1人ひとりを大切にし、主体性を重んじ、自立（律）・思いやり・責任感・他児との関係・社会性を育てる保育をすすめる。その方法として、乳児クラスは保育活動の中で非認知能力を育てるため担当制を基本に「一人遊び、構成遊び、コーナー、グループ、異年齢、縦割り、混合、集団（協同）」遊びを柔軟に取り入れていく。
- ⑤ 保育園周辺の恵まれた地域環境の中で太陽と自然に触れ、四季折々を利用し、感性・情緒及び体力、知力、表現力等豊かな子どもを育てる。
- ⑥ 自尊・他尊感情、自立を育てる「いのち」「豊かな心」（感性、情緒）「人間関係」「社会との関わり」を大切にする保育を推進する。
- ⑦ 身体を思いっきり動かし、健康で明るく生きていく力をもった子どもに育てる保育を推進する。
- ⑧ 園生活と遊びの中で事故と怪我を防ぎ、子ども達の命を守る安全保育に努める。
- ⑨ 子ども達の健康と生命を守る為、衛生管理を大切にする保健活動の取組み。
- ⑩ 日本の食文化を大切に子どもの健康・安全（アレルギー食）に配慮し、食育の重要性を踏まえた手作り給食を保障する。
- ⑪ 生活・遊び・行事・給食（食育）等を通じ様々な文化（日本、海外）に触れる機会をつくり、子ども達の理解が広まるようにする。

令和7年度「社福法人」たんぽぽ保育園の事業計画

< 1. 具体的事業概要 >

1) 「法人」運営・保育事業計画

(1) 概要

法人名 社会福祉法人 あしたばの会
設立 昭和53年4月1日
所在地 東京都文京区本郷7-3-1
電話番号 03-3812-4091
FAX番号 03-3812-6496
理事長 西住 裕文
園長 櫻井 ひとみ（'22年4月1日より）

(2) 事業園（定員170名）

①たんぽぽ保育園（本園）定員108名（定員 - 0歳児18名・1歳児18名・2歳児18名
3歳児18名・4歳児・18名・5歳児18名）

②分園事業 （しんはな公園隣り）

・しんはな分園1階（定員 - 0歳児6名・1歳児9名・2歳児11名）
2階（定員 - 3歳児12名・4歳児・12名・5歳児12名 計62名）

⑤ 一時保育事業

・一時保育（ばんび）定員6名（本園隣接）

(3) 職員配置と構成 一 国・東京都・文京区基準（0歳 - 3対1・1歳 - 6対1・2歳 - 6対1

3歳 - 15対1・4、5歳 - 25対1）

園長・副園長・主任・副主任・保育士・看護師・栄養士・調理師・事務員・用務員

(4) 保育時間

①開園時間 7:15～19:15

②時間保育 7:15～18:15

・延長保育 18:16～19:15

・短時間保育 9:00～16:30

(5) 保育園の休日

・日曜日・祝祭日

・年末年始 12月29日～1月3日（29日・30日の年末特別保育あり）

* 29日、30日が土曜日に当たる場合は実施無し。

2) ホームページについて

- ・ホームページより外部の方に園の様子を閲覧していただけるよう、行事写真を掲載しています。(個人が特定できないよう加工させていただいています)

ホームページアドレス：<http://www.ashitaba-tanpopo.com/pc/index.html>

< 2. 「保育・教育」及び地域子育て支援活動計画 >

1) 保育と教育

- (1) 保育園（本園・各分園）の定員と4月1日の実人員・・・「上記」事業概要参照
- (2) 保育時間－1日8時間を基本とし11時間保育、短時間保育（9時00分～16時30分）
- (3) 生後6週から産休保育
- (4) 年末保育（12月29日・30日）－年末の保育ニーズに応え自主事業として実施
- (5) 延長保育－1時間の実施（18時16分～19時15分）

2) 運営と役割・担当

- (1) 保育園の日常的な管理と運営は「運営会議」（2週に1回）（構成員－園長、副園長、分園長、主任、副主任）で行う。「リーダー会議」（月1回）、「職員会議」（月1回）、「乳・幼児会議」（各月1回）「クラス・栄養士会議（給食担当職員会議）」（各月1回）等を通じ行う。その具体的運営は、諸会議を基に保育の質向上を目指し「実践・反省・考察・計画」を大切にする。
- (2) 「年間各行事担当者」、「保健・衛生委員会」、「防災・危機管理委員会」、「ホームページ担当委員」等のプロジェクト会議の位置づけ、担当者（メンバー）を4月上旬までに決定し、夫々の計画・方針を検討する。

3) 地域・子育て家庭を支援

- (1) 一時保育事業の実施（9時00分～17時00分）＊朝、夕30分、事前予約にて延長可能
 - ・一時的に、保育園や幼稚園などに在籍していない乳児（8か月～2歳）のお子さんを積極的にお預かりする。
 - ・子育て相談に応え、利用者の子育てを支援し、保育園への理解を深めていく。
 - ・料金－1日4,000円・半日2,000円＋「給食代250円＋おやつ代100円」
- (2) 子育て支援「すくすくひろば」
 - ・個々の家庭や地域住民のニーズに積極的に対応、家庭での子育て支援を目的として取り組んでいる。
- (3) 保育室で10時頃から11時頃まで保育見学、体験を通し子育てや病気、離乳食、言葉かけ、遊ばせ方、遊具等についての相談・支援を行う。
- (4) 今年度、引き続き計画し取り組んでいく。
 - ①他保育園に呼びかけ、当園の主体性・自主性を育てる乳児保育中心の公開保育（見学の受け入れ）
- (5) 地域福祉貢献への取り組み
 - ①地域で取り組んでいる「家庭で読み終わった書籍」の回収に協力していく。（地域公益活動ネットワークの一環として夢の本箱プロジェクトに参加）
 - ②地域・福祉支援活動

4)「教育・保育」(養護)の質の向上を目指す

子どもの「成長・発達」について法人・園の全体計画を踏まえた指導計画の作成
(年間、月、週等の保育計画・行事計画) 4月改正、5月に発表する。

- (1) 園内・園外研修を計画的かつ積極的に行う。
- (2) 当園が取り組んでいる、子ども一人ひとりの「主体性・自主性」を尊重し保障する「環境」の整備・充実と職員のスキルアップ、専門性の向上を目指す「保育と教育」の継続。乳児期の担当制が定着する中で幼児期の保育と教育の「内容・方法」の有り方、基礎づくりに大きく影響し幼児期に目指す子どもの姿へのつながりが見えてきており、更なる前進に努力する。
- (3) 分園においてもその特徴を活かし、「上記」(1、2)の課題を基本に縦割り保育を無理なく、積極的に推進する。
- (4) 園の方針・計画を向上させるために「職員、クラス、分園」間の課題について保育士間で共有し、保護者の理解と協力を得ながら進める。
- (5) 子ども達の主体性と自尊心、人格を尊重した「教育・保育・養護」と社会性を育てる具体的な保育内容は、園の「理念」・「推進方針」と「園目標」を基に「教育・保育」の全体計画と指導計画」及び幼児では「課業」を重視し、各年齢に応じた年間計画・月指導計画・週計画・個人計画を作成する。なお、計画は4月に作成し、5月連休明けに開かれる懇談会等を通じて保護者にも説明する。
- (6) 保健活動は衛生管理を徹底し、病気・食中毒等の発生を防ぐ。子ども達の健康管理については、健康診断を通じ嘱託医師の助言、指導を積極的に受ける。
- (7) 事故・怪我等の発生を防ぐため「散歩・園内(クラス)・園庭・屋上」の危険箇所の点検、見直しと安全保育を徹底する。
- (8) 心身に援助を必要とする子ども達への援助と対応については月1回から2回職員間での情報交換を行い、職員間で状況を共有し対応していく。状況によっては区の「家庭支援センター」「教育センター」へ連絡・相談し、助言、指導を積極的に仰ぐ。
- (9) 日々の保育活動と連携し、食育の大切さを子どもや保護者に理解してもらえるよう給食献立(便り)を通し啓蒙していく。また、子ども達が自分達で栽培した屋上の「ミニ畑」の野菜を食べることにより、好き嫌いを減らし、食事の大切さを理解し食文化も伝えていく。今年度も献立に他国の「食」を取り入れ子ども達が食文化を知る機会をつくる。
- (10) 文化行事を計画し、実際に見聞きしたり触れたりする機会をつくり、五感で楽しめるようにする。
- (11) 職員の公共(益)の意識、保育と教育への意識の強化を図るため研修会を企画する。

5) 食育を基本とする給食(年間給食計画、行事)

- (1) 屋上の「ミニ畑」での野菜栽培や調理活動、食材の話、マナー等を通じ食事の大切さを文化として子ども達に伝え、理解の向上を図ることで食べられる物の幅を広げていくと共に、好き嫌いもなくすようにしていく。
- (2) 保護者にも食育(食事)の大切さを園だより(クラス・給食だより等)で伝え、「園・子ども達・保護者」と一緒に協力できるように努力する。
- (3) 給食室関係の衛生管理、食品管理を徹底する。
- (4) 食品添加物をできるだけ控え、季節の食材を取り入れながら手作りを基本に子ども達の栄養管理と健康な体作り、医師の診断書に基づくアレルギーへの徹底した対応とリーダー会議での

献立チェック、研修の強化。また、職員全体で情報を共有・確認し、配膳時の誤食を防ぐ。
咀嚼力を育てる為、おやつに献立にスルメや小魚を取り入れている。

- (5) 献立で計画的に他の国の食文化に触れる機会を設ける。

※食育基本法に基づいて、食育計画（別計画）を作成、調理活動（年間計画計画）を定める。

6）保健計画（年間計画）

- (1) 保育園における保健活動（看護師の業務）は、子ども達の健康管理と病気・けがの予防が基本業務であり、衛生管理、危険個所の点検、即改善（KYT）、視診を本園、分園を含め積極的に行う。そのために嘱託医師、保健所と連絡を取り、協力を得る。
- (2) 感染症・病気・怪我を未然に防ぐため、情報収集と早期発見に努め、文京区サーベイランスや掲示・お知らせ・保健だよりを活用し、早期の伝達に努める。
- (3) 健康診断（0歳児－毎月、1歳以上－年4回）、乳幼児突然死防止チェック（0歳児－5分、1歳児－10分、2歳児以上－15分間隔）、歯科健診、歯科衛生士による歯磨き指導（4歳以上年1回）、プール水質検査、定期的害虫駆除
- (4) 職員の健康診断（年1回）、AED（年2回練習）、エピペンの講習
- (5) 本園、分園、給食室等の計画的な害虫駆除の実施

7）保育・教育の向上をめざした研修（年間計画と方針）

- (1) 「新保育所保育指針・連携型認定子ども園・教育要領への理解を深める。
 - ・法人（あしたばの会）の「理念、保育の考え」と具体的保育計画・実践との関連の研修。
 - ・令和5年8月に実施された「第三者評価＝保護者・職員評価・要望」における要望に提出された内容を見直し、反省を踏まえ更なる保育の充実向上に活用していく。
- (2) 子ども1人ひとりの自主性・主体性（自分で考え、判断する力、社会性など）を育む保育の定着と向上を目指し、研修を強化する。
- (3) 研修担当者を決め外部、他園の施設見学及び外部講師を招いて園内研修を行い、学んできた保育を職員全体で共有する為の研修報告会を行う。また、年間の研修計画を作成する。保育レベルの向上を目指し、職員1人ひとりの専門性、スキルを高めるため、自己評価と要望（アンケート）を基に園内・園外研修を充実させ（年間計画）、自己研修計画（年間計画）を今年度実施する。
- (4) 心身の育ちに援助を必要とする子どもについてリーダー会議、職員会議、個別の会議における情報、意見交換を定期的に行い研修を計画、情報・課題についての共有化を図る。
- (5) 地域活動、家庭への支援等に尽力できるよう、カウンセリング・ソーシャルワーク等の研修を取り入れる。
- (6) 継続して講師を招き、保育士のピアノ研修を毎週1回行い、日々のリズム、歌等の向上につなげていく。（情緒・表現活動）
- (7) 園内研修及び講師を招いての研修を実施し、人権に関する意識向上を図る。

8）教材・保育環境の充実

- (1) 子ども達の年齢（月齢）に応じた成長・発達を促し、感性や知的発達へつなげていく。安全で良質な遊具・教材・教具・絵本を整える。
- (2) 子ども達の主体性・自主性を尊重した保育活動の向上を目指し、講師を招いて協同遊び、コーナー、グループ保育を重要視する為、それに対応した遊具・教材の研究・研修を計画する。

- (3) 園周辺環境・四季の変化（東大構内、上野公園、切り通し公園、上野動物園、湯島神社等）を活用し、園外活動を行う。（月の保育計画では特に意識する。）
- (4) 2階廊下の棚に乳児・幼児用の「絵本、図書」を仮称「夢（バク）の文庫」として設置。
- (5) 遊具、教材等の使用、遊びを通して「もの」を大切に作る心を育てる。

9）災害対策と「衛生・安全」管理（年間計画）

- (1) 「3・11東日本大地震」の経験を活かし防災頭巾、非常食備蓄の点検整備を行う。本園・しんはな分園の避難方法と場所等について、方針と計画内容を具体化する。文京区内の「災害マップ」を活用し、職員間で確認し合い、子ども達と話し合う場を設ける。
- (2) 毎月初期消火訓練と避難訓練、9月に保護者の園児「お迎え訓練」を実施する。
- (3) 消防自主点検（主に火元・電気・廊下）を行う。
- (4) 本園・分園、各クラスを点検の上、家具転倒防止対策を行う。
- (5) 業者による給食運搬用昇降機の点検を行う。（月1回）
- (6) 消防用設備等の点検を年2回行い、防災器具・非常食の備蓄を充実させる。
- (7) 緊急用AEDの設置（しんはな分園含む）
- (8) 防災計画の作成と職員の防災意識の向上を図る研修計画を検討し、実施する。
- (9) 緊急連絡などに使用する「はいチーズ！」の新入園児保護者の登録と、在園児の変更登録を行う。
- (10) 危機・安全管理のマニュアルの見直しと、検討を計画する。

10）保護者との協力・共に育ちあう「保育と教育」

- (1) 必要に応じて個別に保護者面談を行う。
- (2) 4月に保育計画を作成し、5月の懇談会で説明を行う。懇談会は春と冬、今年度は保育参観（1~5歳児）を春と冬に、0歳児は秋に保育参観を行い、保育への関心を高め、保育園と保護者が共に協力し、子育てすることの大切さへの理解を深める。（行事予定参照）
- (3) 園だより・「はいチーズ！連絡ノート」を通じ、日常の保育活動と保育園での子ども達の様子・保育関連の情報（動きや状況）を積極的に保護者・地域に伝える。
- (4) ホームページ、外の掲示板を活用し、園での子ども達の様子と保育事業・保育活動の内容を地域に広め、保育への理解を深めるよう努力する。

11）小・中学校との連携活動について

- (1) 卒園児を励ます会（5月）と交流会（8月）を行う。
- (2) 小・中学生等の体験学習、ボランティア等を積極的に受け入れる。
- (3) 学校行事参加と学校見学、小学生（卒園児）との交流を図る。
- (4) 卒園児が学校生活をスムーズに送れるよう、「保・小の連携」を深めるため、要録等の小学校へ提出に協力する。その場合、プライバシーに配慮する。

12）世代間・地域とのつながり（行事計画）

- (1) 保護者(会)主催のイベントを通じ、懇親・交流を深める。
- (2) 9月に祖父母への「感謝の会」を行う。（5歳児）
- (3) 地域の伝統的祭りへの参加や交流を計画する。（本園・しんはな分園）

1 3) 大学・短大等の研究・調査並びに保育実習への協力

- (1) 慶応大学看護学部生の1人3日間、健常児職場実習に継続協力する。
- (2) 保育実習生の受け入れを積極的にする。学生の体験保育、研修（研究）への協力。

< 3. 第3者評価について >

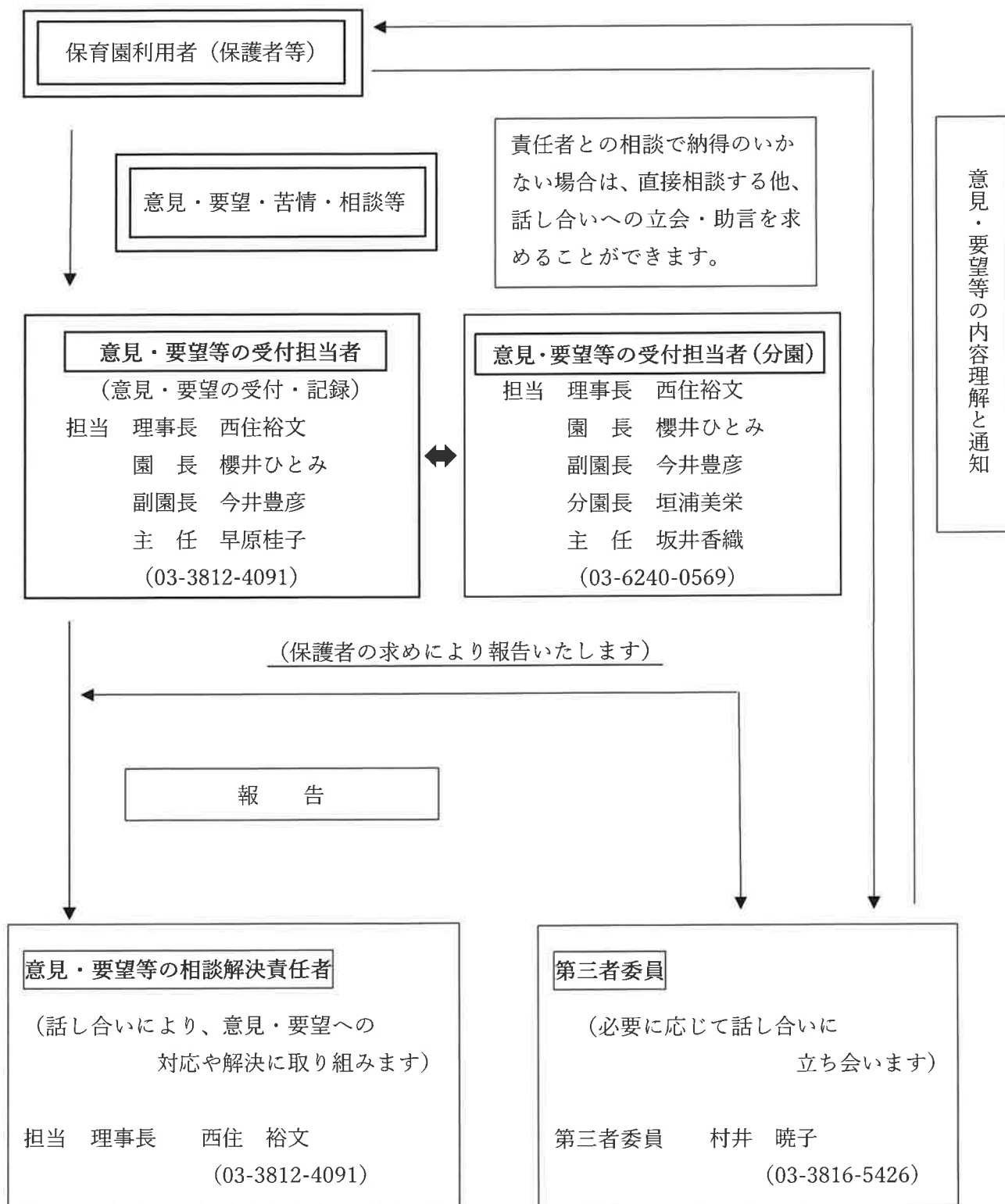
これまで利用者評価を含め保育に対する評価を実施し、保育等の見直しを行ってきた。定期的な受審を継続し、質の向上を図っていく。(令和の実績：令和2年、令和5年)

< 4. 苦情、意見・要望箱の処理について >

苦情処理担当の掲示と「意見・要望箱」の設置は本園、しんはな分園共に継続する。なお、月1回定期的に箱のチェックを行い、直接的苦情も含めて整理しまとめ、即検討し対応する。(年度中間の8月・11月・3月にまとめる。)

ご意見・ご要望（苦情等）の解決のための仕組み 「相談・解決の進め方」

社会福祉法人あしたばの会



保育



たんぽぽ保育園の保育で大切にしていること・・・一人ひとり大切に、自主性を育てる

乳児期に育てたいこと

- ・ 基本的生活習慣を身につける
- ・ 年齢相応の判断力（状況を判断する力）
- ・ 主体的に行動する力
- ・ 様々なことに興味をもつ力
- ・ 自ら問題を解決しようとする力
- ・ 発達全般にわたる全ての基本的な能力
- ・ 基本的な情緒の安定

0 歳児・・・一日の流れを教え、大人との基本的信頼感を確立する。

1 歳児・・・一日の流れの内容がわかり、具体的な技術が身につくようにする。探索活動を保障し、見守っていく。

2 歳児・・・0歳児、1歳児の両方が確立するようにし、自我の育ちを受け止めていく。

☆一人ひとりにしっかり向き合うことで十分にやってもらったから今度は自分のことを自分でやってみようと3, 4, 5歳児へとつながり自立していけるように関わっていきます。

① 育児担当制

生活面を通して丁寧に関わり、自分を大切にしてくれると感じるように。

② 日課作り（一斉で動くのではなく、流れる保育）

個々の生活リズム、子どものペースを大切にし十分に遊べる時間を保障するために。

③ 遊びの環境を整える

年齢、発達に合ったおもちゃを揃え、自分で遊びを考え、選んで決めること、集中して遊べるように。

幼児期に育てたいこと

- ・生活習慣をしっかり身につけること
- ・様々な基本的な活動をきちんと、丁寧に行うこと

3 歳児・・・自立心を育む

4 歳児・・・自発性や意欲を育てる

5 歳児・・・主体性と社会性を育てる

保育園と小学校のちがい

- 行動範囲が広がる
- 先生が常にいるわけではない
- 子どもだけで過ごす時間が増える
- 言葉での説明、指導が多くなる
- より広いテーマ、言葉と接することになる

☆子どもたちが感じる「なぜ?」「どうして?」の疑問を一緒に考え、実体験を積み重ねていけるようにしていきます。子ども自身に気付かせる言葉かけをしていき、自分で考え判断できる力を育てたいと考えています。

- ・散歩、日常生活の中で・・・自分たちの住んでいる環境、数、自然、働く人、乗り物などに目をむけられるように。
- ・音楽・・・歌、合奏、わらべうたなどを通してリズム、拍を知る。
- ・散歩、園庭、屋上、ホール・・・巧技台での体育あそび、体操など身体を使って遊ぶ。
- ・制作・・・描画、工作などから様々な素材や用具を知り、イメージしたり工夫したりして作る楽しさを味わう。
- ・集団遊び・・・ルールの決まりや必要性を分かって遊び友だちと遊ぶ楽しさを知る。
- ・表現・・・劇遊びや読み聞かせのイメージを広げ想像したり、演じたりして楽しむ。

各年齢で大切にしたいこと

〇歳児 ☆〇歳児で大切にしたいこと・・・基本的信頼感・安定感を確立する

首が座り、ハイハイができるようになると一気に世界は広がり興味も広がるこの時期。ここで大切にしたいのが手指をたくさん使って遊ぶこと！興味を持ったものに触ったりすることで知力が育ち、脳の発達、身体の発達も促します。

砂・土・水に触れながら全身を使って遊んでいます☆ また、食事は保育者が一対一で介助しながらも子どもたちの食べる意欲を育てています。そして、ハイハイができるようになると、ついつい早くアンヨしてほしい！と思いがちですが、ここは楽しい気持ちをぐっところえます。アンヨをするための身体作りやバランス感覚、丈夫な足腰をハイハイで作っていくので、ハイハイの時期を大切にしてくださいね♪

1歳児 ☆1歳児で大切にしたいこと・・・探索活動を保障し見守る

この時期は自我が芽生える大切な時期です。だんだん「自分で！」などの気持ちも芽生えてきます。イヤイヤもこの成長の一つ。自分の思いと違う思いがあることに気づき、その中で子どもたちは葛藤していきます。難しいな、と感じることが多くなるかもしれませんが、「自分でなんて無理」「どうして言うことを聞いてくれないの」なんて思わずに、「自分で」という子に対してはその意欲を大切に、さりげなく手伝っています。自分でできた喜びと一緒に味わい、たっぷり褒めて自信、意欲へとつなげています☆イヤイヤに対しては、気持ちを立て直すきっかけをわかりやすい言葉で話しながら作ってあげ、気持ちを立て直す力をつけていきましょう。

2歳児 ☆2歳児で大切にしたいこと・・・自我の育ちを受け止める

この時期の子どもたちは自立の第一歩を歩み始めます。「自分で食べる」「自分で着替える」「自分でトイレに行く」大人の援助が少なくなっていくます。なかなか「自分で」とならない時は、着やすい衣類・やりやすいボタン・履きやすい靴など自分で出来る達成感を味わえるようにしてあげましょう☆ また、遊びではごっこ遊びが上手になってきます。まねっこ遊びを通して人との関わり、社会性が育っていきます。外にお散歩にでかけ、自然の中で身体をいっぱい動かして遊んだりします。自然は子どもたちの好奇心を引き出し、感性を育て、考える力を育てる、子どもたちにとってとても大切な遊び場なのです。





3歳児 ☆3歳児で大切にしたいこと・・・自立心を育むこと

3歳児になるともうほとんどの事が自分でできるようになります。でも、まだまだできるまで時間がかかります。ついつい「はやく！」と言ってしまいがちですが、出来る限り子どものペースでやらせてあげましょう。時には出来ないけれど、「できる！」なんて言ってしまいますが、子どもたちの自我の育ちと自尊心を大切にしたいですね♪さらに、仲良しの友達もできてきて、友達同士一緒に同じことをして遊ぶことが楽しいと感じるようにもなります。もちろんケンカもしますが、子どもたち同士で少しずつ話もできるようになってきます！自分の気持ちを言葉で伝えることを大切にしています！

4歳児 ☆4歳児で大切にしたいこと・・・自発性や意欲を育てる事

一日の生活を見通し、行動できるようになる4歳児。生活習慣が確立されてきます。お話するのもとても上手になり、自分の気持ちや体験したことを自分の言葉でしっかり話せるようになります！さらに、ちょっと大変かな、と思うようなことでも、粘り強く頑張り、少しずつ我慢もできるようになってきます。人との関わりもより濃くなってきて、お友達同士でルールのある遊びができるようになります。その反面、ケンカもしますがお友達の気持ちが少しずつ分かるようになり、一緒に遊ぶことがもっと楽しくなってくる年齢です。

5歳児 5歳児で大切にしたいこと・・・主体性と社会性を育てる事

年長児の5歳児は、就学に向け自分たちで見通しを持って生活できるよう身のまわりのことを自発的にできるように働きかけていきます。また、人との関わりでも様々な活動を通して、役割分担をして助けあったり、協力することの大切さを知っていきます。役割分担は、自分たちで話し合って決めていくことで、相手の気持ちに気づいたり、困ったときにどうすれば良いかを考えるきっかけをつくっていきます。グループでの活動や、運動会などの行事を通して友達の力を認めたり、励ましたりするようにもなり仲間関係が深まっていきます。遊びも、ダイナミックな遊びと集中する遊びを一日の中でバランス良く取り入れ、自分たちで遊びを作り出したりするようになります。





3～5歳児の幼児クラスになると課業と毎日体操を保育者が計画し取り組んでいます。

✿ 課業とは・・・保育者が意識的に計画をした活動です。

子どもたちに働きかけたいこと、気づいて欲しいこと、経験して欲しいことを具体的に考え、計画しています。自分たちの興味がある事柄だけでなく、様々なテーマや活動に関心を持ってもらいたいと思っています。例えば、「植物」「動物」「季節」「交通」「身体」などテーマを決め、具体的に音楽やお話、運動、数、製作や描画、環境認識についての活動を取り入れています。

✿子どもたちが経験していくこと・・・

- ♪様々な視点があることを知り、考える時の方法も身に付けていく。
- ♪日常生活では関心がなかった、気づかなかったことに触れる機会になる。
- ♪普段の生活や遊びの中では行わない活動を経験することができる。
- ♪たくさんの物、言葉や概念と出会い、物の扱い方を知っていく。
- ♪問題を解決する方法を経験できる。
- ♪お互いの意見や考えに耳を傾け、それに対する自分の考えを言葉にして伝える経験をする。

✿毎日体操って？・・・毎日15分全身をしっかり動かすことを目的に行っています。

走る、きちんと歩く、つま先歩き、かかと歩き、四つ這いなど音楽は特になく、保育者が見本を見せたり言葉で動きを伝えたりしていきます。子どもたちは普段の遊びとは違う様々な動きをして身体の動かし方を知り、全身を使います。保育者の声かけを聞きながら体の部位を知り、「手を上にあげて歩くよ」や物を使う時は「右手に持つよ」「下に置くよ」「前に置いて跳んでみよう」など左右や上下、前後の方向なども知っていく機会になります。





【障害児保育】

文京区からの申請があった場合受付いたします。

【一時保育 ばんび】

本園に隣接した別棟で一時保育をご利用いただけます。

- 開所時間・・・8：30～17：30
- 対象年齢・・・0歳8ヶ月から2歳まで



一時保育の利用者さんは、お子さんを預けるのが初めてという方が多くいます。初めてのことはお母さんもお子さんもお不安でいっぱいです。泣いてしまう子もありますが、お子さんの気持ちを汲み取りながら声掛けしたり、遊びに誘ったり、誘うと少しずつ慣れてきて徐々に気持ちを切り替えてくれます。お部屋でブロックやままごとを楽しんだり、園庭遊びやお散歩にも行ったりして楽しめます。安心できる雰囲気作りをし、お子さんたちと仲良くなれるように楽しいことを沢山考えています。

☆こんな方々が一時保育室ばんびを利用されています！

- ・兄、姉の学校、幼稚園行事への参加
- ・通院、出産のため
- ・親自身のリフレッシュ
- ・集団生活を経験させたい
- ・母子分離を経験したい
- ・母親の就労
- ・仕事復帰に向けてなど



【子育て支援 すくすく広場】

- 開催日・・・毎月第3木曜日（園の行事などにより変更になることもあります）
- 対象・・・地域にお住いの0～2歳児の親子 ※参加費無料

お子さんと同じ年齢のクラスに入って一緒に遊んだり、子育ての悩みだったり健康面での気になる事など、保育士や看護師に相談できます。

毎月、身体測定も行っていますよ！

また、保育園の様子や運動会など行事の見学、離乳食説明会など定期的に行っていく予定です。

ぜひ一度遊びに来てください♪



保健





健康管理

保育園では集団で長時間、生活を一緒にしています。そのため病気に感染する機会が多くなります。子どもは病気（感染症）になったり治ったりしながら徐々に抵抗力を身につけていきます。感染症に繰り返しかかるのは、子どもの成長過程には必要なことで、中には重症化しやすい感染症もありますので、子ども達が元気で楽しく過ごせるように家庭と園で連絡を密にしていきたいと思います。

子どもたちの健康を守るため、感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため以下の項にご理解とご協力をお願いいたします。

家庭

（１）登園前は子どもの健康状態を観察しましょう

発熱、嘔吐、下痢などの他に顔色や発疹、食欲、機嫌など、いつもと違う時は連絡ノートの記入の上、口頭で伝えてください。

（２）感染症の疑いや、罹ったときは早期に受診をし、診断結果を園にご連絡ください

玄関と２階の掲示板、クラスにお知らせを掲示します。

（３）家族が感染症に罹患した場合も園にお知らせください

（４）感染症が治って登園するときには、主治医の許可を受けて保護者が記入する「登園届」があります

（別紙参照）

当園のHPよりプリントされるか、乳児は各クラス、幼児は１階のカウンターに用紙はありますので必要時ご利用ください。

厚生労働省の「保育所における感染症対応ガイドライン」に準じて、病気によって登園停止期間が異なりますので、必ず医師の指示を受けてください。

保育中

（１）体調の悪い時はお迎えをお願いすることがあります

- ・発熱（38℃以上）
- ・下痢がひどい、クリーム色（レモン色）の便の時（ロタウィルス疑い）

- 嘔吐や腹痛、頭痛がある
 - ケガをした
 - いつもとあきらかに様子が違う時など
- (2) いつもと連絡先が変わる時は必ずお知らせください
- (3) ケガや事故など緊急の場合について
- 職員一同ケガや事故を防止するため、日ごろから安全な遊び方を指導しておりますが、防ぎきれない場合もあります。受診が必要と判断した場合には速やかに保護者にご連絡の上、東大病院等を受診し誠意をもって対応させていただきます。受診時には保護者の同席が必要になりますので予めご了承ください。

予防接種について

- (1) 重い感染症の流行から子どもの健康を守るためにも必要な予防接種は体調の良い適切な時期に受けましょう
- (2) 注射で不安な気持ちや、ごくまれに副反応が出ることがあります。予防接種後の登園は可能ですが、早目のお迎えができる時やお仕事のない日に接種を受けてください。もし体調が悪くなった場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。

お薬について

- (1) 「ぶんきょう保育パンフレット 2025」(P61)に「お薬（塗り薬も含む）は原則お預かりをしております」と記載されております。医療機関を受診する際、保育園に通っていることを主治医に伝え、家庭のみで服用できるように、1日2回(朝・夕)の調合もしくは服用時間の調整をしてもらってください。
- 但し、保育時間内にどうしても投薬または塗薬しなければならない薬に関しては、処方された1回分の薬（内服薬）の他に処方時の袋や説明書・お薬手帳のコピー等、投薬内容や期間が解るものと一緒に持参してください。投薬期間外のお薬に関しましてはお預かりできません
- (2) 投薬依頼書は処方された期間内の薬であれば1度の記入で結構です
- (3) 慢性疾患で長期投与が必要な場合は半年毎に投薬依頼書を記入してください
- (4) 塗り薬は皮膚の状態が改善されれば一度返却させていただきます
- (5) 吸入薬はお預かりできません

食物アレルギーについて

- ・こども家庭庁より「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則って、医療機関で受診、必要時検査後「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただき、除去食が必要な場合は、給食の代替食を用意します
- ・保護者、担当保育士、栄養士、看護師と面談を行い、毎月の会議で共通理解を図ります

登園届について

主治医より下記診断がついた場合、厚生労働省の「保育所における感染症対応ガイドライン」内の学校保健安全法施行規則第 19 条にて感染症によっては登園が禁止されています。

全身状態が改善され、登園する際には登園届が必要です

- ・登園届（保護者の署名が必要です）

麻疹（はしか）、インフルエンザ、風疹、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）ウィルス性腸炎（ノロ、ロタ、アデノウィルス等）、ヘルパンギーナ、RS ウィルス感染症、带状疱疹、突発性発疹、新型コロナウイルス感染症

保健行事（日程は保健だよりにてお知らせいたします）

- ・身体測定・・・身長、体重 毎月 1 回
頭囲、胸囲 年 2 回（4 月、10 月）
- ・0 歳児検診・・・毎月 1 回
- ・全園児健診・・・年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）
- ・歯科検診・・・年 1 回（6 月）
- ・歯磨き指導（3.4.5 歳児）・・・年 1 回（6 月）
- ・視力測定（4、5 歳児）・・・年 1 回（10 月）

健康カード

身体測定や健康診断の結果を記録したものです。ご覧になりましたらサインをしてクラスのカード入れの箱に入れてください。また、予防接種をされましたら記入もお願いします。3 月の身体測定が終わりましたら、1 年間の成長の記録としてお渡しいたします。

お迎えや欠席時のサポート

子ども（特に乳児期）は朝、元気に登園しても急に熱を出したり、体調を崩しやすいので、急な病気の時のサポート体制を作っておきましょう。（保護者の他に祖父母、病児保育、ベビーシッターなど）

文京区 病児・病後児保育（事前登録が必要）

- ・保坂病児保育ルーム
- ・順天堂病後児ルーム「みつばち」
- ・東京都立駒込病院院児・病後児保育室「ろびん」
- ・ゆうひが丘春日病児保育ルーム

園医紹介

木村 夫美恵先生（元東京大学付属病院 小児科）



ワクチンで予防できるこどもの病気

5種混合ワクチン

[ジフテリア]

喉についたジフテリア菌が増えて、炎症を起こす病気です。38℃以上の熱と、犬の遠吠えのような咳が特徴で、重症になると呼吸困難や神経麻痺、心筋炎を起こし死亡することもあります。

[百日咳]

連続した咳が長く続き、急に息を吸い込むので笛を吹くような音（ウープ）を伴う呼吸困難、チアノーゼ、痙攣などが起こる病気です。乳児では無呼吸状態になることがあります。肺炎、脳炎を併発することもあります

[破傷風]

土の中にいる破傷風菌が傷口から体内に侵入し、菌の毒素で痙攣を起こす病気です。顔の筋肉が硬直して引きつったような表情になったり、口が開かなくなることが特徴です。重症になると強い痙攣で呼吸ができなくなったりします。

[ポリオ]

小児麻痺とも呼ばれています。罹っても無症状か、風邪に似た症状だけですむ場合がほとんどですが、症状がでる場合は熱が下がった後に片側の手足に弛緩性麻痺を生じます。

[H i b（インフルエンザ菌b型）感染症]

インフルエンザ菌b型という菌（*インフルエンザウィルスとは全く別のもの）による病気で、細菌性髄膜炎や咽頭蓋炎、肺炎などを起こします。5歳までに罹ることの多い病気です。髄膜炎は早期診断が難しく、重症化します。死亡や思い後遺症の残る例も多くあります。

BCGワクチン

[結核]

咳や発熱が続く病気ですが、こどもの場合、咳の症状はあまりみられません。赤ちゃんの場合は、粟粒性結核や髄膜炎など重症になりやすく、後遺症が残ったり、死亡したりします。

麻疹・風疹（MR）ワクチン

〔麻疹（はしか）〕

熱、鼻水、咳などの症状で始まり、熱はいったん下がった後、上がります。特有の赤い発疹が顔から全身へ広がります。こどもでは重い病気で、罹ると肺炎や気管支炎、脳炎を合併することもあり、死亡する例もあります。

〔風疹（三日ばしか）〕

発熱、赤い発疹、首のリンパ節の腫れの3症状が特徴です。熱が出ないことも多く、風邪に似た症状でふつうは3日程度で治ります。重症になると脳炎や血小板減少性紫斑病なることもあります。

日本脳炎ワクチン

〔日本脳炎〕

感染した豚から蚊がウィルスを運んできて感染し、脳炎を起こす病気です。ヒトからヒトへはうつりません。罹っても大多数は無症状ですが、脳炎になると高熱、痙攣、意識障害がでます。治療が難しく、死亡や重い後遺症の危険性があります。

小児用肺炎球菌ワクチン

〔肺炎球菌感染症〕

肺炎球菌による病気で、脳を包む髄膜で炎症を起こす細菌性髄膜炎や菌血症、肺炎などを起こします。髄膜炎は早期診断が難しいため重症になりやすく、死亡や重い後遺症が残る例もあります。菌血症は髄膜炎の前段階となることがあります。

水痘ワクチン

〔水痘（水ぼうそう）〕

強い痒みのある赤い水疱を伴った発疹が全身にできる病気です。発疹は水ぶくれ、かさぶたへと変化します。脳炎や肺炎、皮膚の細菌感染症など合併することがあります。

おたふくかぜワクチン

〔流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）〕

発熱とともに片方または両方の唾液腺（＊耳の下から顎にかけての部分）、特に耳

下腺が腫れる病気です。ふつう、1～2週間で治りますが、無菌性髄膜炎や脳炎を合併することがあります。治らない難聴（片側）になったりします。

B型肝炎ワクチン

〔B型肝炎〕

こどもは分娩時にB型肝炎ウィルスに感染している母親からうつるのがほとんどですが、まれに家族内で感染もあります。肝炎になると、疲れやすくなって、黄疸がでます。慢性化すると肝硬変や肝臓癌の原因になったりします。

インフルエンザワクチン

〔インフルエンザ〕

悪寒や発熱、頭痛、関節痛などの全身症状がみられる病気です。赤ちゃんがかかると気管支炎や中耳炎、肺炎を合併することもあります。脳炎を起こすと死亡や後遺症の危険性が高くなります。

新型コロナウイルスワクチン

〔新型コロナウイルス感染症〕

発熱、咳、消化器症状（嘔吐、腹痛、下痢）などがみられ、肺炎になることもあります。

こどもの症状を見るポイント

顔色・表情

- ・顔色が悪い
- ・ぼんやりしている
- ・目の動きに元気がない

目

- ・目やにがある
- ・目が赤い
- ・まぶたが腫れぼったい
- ・涙目である
- ・まぶしがる

鼻

- ・鼻水、鼻づまりがある
- ・くしゃみが出る
- ・息づかいがあらう

耳

- ・耳だれがある
- ・痛がる
- ・耳を触る

口

- ・唇の色が悪い
- ・唇、口の中に痛みがある
- ・舌が赤い
- ・口の中が荒れている

胸

- ・呼吸が苦しそう
- ・咳、喘鳴（ゼイゼイ、ヒューヒュー）がある
- ・咳で吐く

のど

- ・痛がる ・咳が出る
- ・赤くなっている
- ・声がかすれている

皮膚

- ・赤く腫れている
- ・ポツポツと湿疹がある
- ・水疱、化膿、出血がある

おなか

- ・張っていて触ると痛がる
- ・股の付け根が腫れている

尿

- ・回数、量、臭いが普段と違う

便

- ・回数、量、色、固さが普段と違う
- ・下痢、便秘などの症状がある

食欲

- ・普段より食欲がない

睡眠

- ・泣いて目覚める
- ・目覚めが悪い



登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、こどもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届	
たんぽぽ保育園 園長殿	
園児名	
病名「	」と診断され、
年 月 日 医療機関「	」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名	

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活することが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症のある期間(発症前24時間から発症後3日を経過するまでが最も感染力が強い)	発症(発熱)した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで(発症した日を0日目とし、解熱した日も0日とする)
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の場合は検体採取日を0日とする

給食



たんぽぽ保育園給食の方針

食事が持つ役割はただ単に栄養補給をすることではありません。食事を楽しくたべる習慣を身につけることにより、子どもの食習慣や食文化をみだし、心の豊かさや満足感をもち、同時に、コミュニケーションを通して信頼関係を深めることで、子どもの文化的・社会的・教育的機能をはぐくむ役割があります。

たんぽぽ保育園では「食を営む力」の基礎を培うことを給食の基本方針とし、日々の給食の積み重ねを「食育」と位置付け、いろいろなメニューを経験しながら、好き嫌いなく食べられるように工夫しています。

* 屋上の「ミニ畑」での野菜栽培（なす・ピーマン・トマト）や、調理保育、マナー等を通じて食事の大切さを伝えていきます。

* 保護者の方にも食事の大切さを園だより（給食だより）で伝え、「園・子ども達・保護者」と一緒に協力できるようにしています。

安全でおいしい給食作り

* 保育園の給食は日本人の食事摂取基準を基に、一日の 50%程度が摂れるように昼食とおやつの献立を立てています。

* 地域の業者から毎日、安全で新鮮な食材を購入しています。

* 手作りを基本とし、冷凍食品・調理済み食品（ハンバーグ・唐揚げ・市販のルーなど）は使用しません。

* 乳幼児期の味覚形成のために、食材の味を生かした薄味を心掛けています。

* だしは削り節・だし昆布・干し椎茸でとります。

* 季節の献立・行事食・お誕生会メニューなど目でも楽しめる食事作りをしています。

* クッキングを通して、食材への興味（名前・作り方など）や作って食べる喜びを経験できるように手助けをします。

* 離乳食・幼児食を玄関に見本として置いています。

離乳食・幼児食とも 2 週間サイクルメニュー実施について

* 食（食材）経験が浅い乳幼児を対象としています。献立を繰り返すことで、食材の味を覚えるとともに、安心感が生まれ、次に食べられるようになるという利点や食の幅も広がります。

離乳食について

*初めて母乳以外のものを飲んだり、噛んだりする習慣のための食事です。
保育園で作成した食材表を基に、ご家庭と連携を取りながら個々の発達に合わせて進めていきます。実際に食べている様子を給食職員も見に行き、保育士と相談をしたり、子どもたちとコミュニケーションをとったりしています。

幼児食について

- *主食：ご飯を中心に麺・パンも週に1回程度取り入れていきます。
- *主菜・副菜：肉・魚・野菜をバランスよく摂れるように工夫しています。
- *汁物：スープ・味噌汁などを献立により組み合わせています。
- *果物：旬のものを取り入れます。
- *牛乳：1日、乳児80ml・幼児150mlを目安に飲んでいます。
- *おやつ：おにぎり・ケーキ・ゼリーなどを手作りで提供しています。

食物アレルギー児への対応

*病院で食物アレルギーと診断されたお子さんについては医師の診断のもと保護者の方・担任・看護師・栄養士で面談を行い進めていきたいと考えています。
アレルギー食物については、除去食・代替え食で対応しています。
誤食がないように、別トレイ・別食器・名札を使用しています。給食室・保育室それぞれ提供前にダブルチェックを行っています。

衛生管理について

*衛生管理マニュアルに基づき、十分に注意をして調理にあたっています。
調理中はマスクを着用し、手洗い・アルコール消毒をしっかりと行っています。

個人情報 管理規程



社会福祉法人あしたばの会 たんぽぽ保育園 個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、たんぽぽ保育園（以下、「本園」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定め、本園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における「個人情報」とは、本園の現在及び過去の園児や保護者、職員並びに本園に係るその他のものに関する情報であり、本園が業務上取得し、又は作成したもののうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他の記述により、特定の個人が識別又は職別され得るものをいう。

2 この規定における「情報主体」とは、個人情報から識別され、又は職別され得る個人をいう。

3 この規定における「記録文書」とは、本園において保有している個人情報を記録した文書・図面・写真・ファイル・磁気テープ・磁気ディスク等をいう。

(責務)

第3条 本園は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本園の職員等は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条 本園は、この規定の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、本園園長をもって充てる。

3 管理者は、この規定に基づき、率先して個人情報の適正な管理及びプライバシー保護に当たるとともに、個人情報取扱者の指導・監督に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2 個人情報の収集は、思想・信仰及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的に行ってはならない。

3 個人情報の収集は、情報主体から適切かつ公正な手段によって行わなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、第三者から収集することができる。

(1) 法令の規定に基づくとき

(2) 情報主体の同意があるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため管理者が緊急、かつやむを得ないと認められるとき

(5) その管理者が、第三者から収集することに相当の理由があると認めたとき

- 4 個人情報第三者から収集するときは、情報主体の権利・利益及びプライバシーを侵害することのないよう、十分に留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は本園以外の者若しくは機関へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
 - (2) 情報主体の同意があるとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため管理者が緊急、かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 管理者が調査・統計をとる必要があると認めたとき
 - (5) 本園内における業務上及び事務上の必要があり、情報主体の権利・利益を不当に侵害する恐れがないと認められるとき
- 2 管理者は、個人情報を取得した場合においてはあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 管理者は、利用目的を変更した場合においてはその旨を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。
- (1) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他に権利・利益を害する恐れがあるとき
 - (2) 利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱業者の権利又は正当な利益を害する恐れがあるとき
 - (3) 国又は地方公共団体が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、利用目的を情報主体に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) その取得の状況から、当該利用目的が明らかであると管理者が認めたとき
- 5 管理者は、第一項ただし書の規定により個人情報を本園以外の者若しくは機関へ提供する場合は、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該目的又若しくは利用方法に必要な制限を付し、又は本園の個人情報の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

(入園希望者の個人情報の収集、利用及び第三者への提供)

第7条 本園の園児となる目的で情報主体等から提供された個人情報に関しては、前2条を準用し、取り扱う。

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第8条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人情報の漏洩、滅失、棄損及び改ざんの防止に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人情報をその目的に応じ、最新の状態に保つように努めなければならない。

- 3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を実際にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託)

第9条 本園が、個人情報の取り扱いに係る特定の事務の全部又は一部を本園以外の者又は機関に委託する場合には、個人情報の適正な取り扱いについて受託者が守るべき義務を当該契約において明らかにしなければならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

(自己情報の開示請求)

第10条 情報主体は、事故に関する個人情報について当該個人情報を保有する管理者に対し、開示請求をすることが出来る。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）をするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文章を当該管理者あてに提出するものとする。
- 3 管理者は、開示請求を受けたときには当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。
 - (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき
 - (2) 開示することにより、本園の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき
 - (3) その他、管理者が相当の理由があると認めたとき

(開示の決定)

第11条 管理者は、開示請求を受けたときは遅延なく、当該開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第12条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が磁気テープ、時期ディスク等に記録されている場合は、印字装置により出力した物の写しを交付する。

- 2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正の請求又は削除)

第13条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められた場合には、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正又は削除を請求することができる。

- 2 第8条第2項の規定は、個人情報の訂正又は削除の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を情報主体本人に文書で通知しなければならない。

第5章 不服の申し立て

第14条 情報主体は個人情報の取り扱いに関する事項について不服のある場合は、管理者に対し不服の申し立てをすることができる。

- 2 前項の申し立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申し立てに必要な事項を明記した文書を当該管理者あてに提出するものとする。
- 3 管理者は、第一項の申し立てがあったときには、速やかに必要な調査を行うものとする。
この場合において、管理者は必要に応じ不服申立人、その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 管理者は、調査終了後その結果を不服の申立人に文書で通知するものとする。

2025 年度たんぽぽ保育園（本園）年間行事等の予定

	行 事	食育・クッキング	保 健	そ の 他
四 月	入園・進級式 1日(火) 年間事業説明会 12日(土) 卒園児を励ます会 26日(土) ※1年生のみ参加	離乳食説明会 4日(金) 入園お祝い善	全園児健診 24日(木) 0歳児健診	
五 月	こいのぼりの会 1日(木) クラス懇談会(右記日程) 合宿説明会(5歳) ・・懇談会と合同 小遠足(3歳) 23日(金) 小遠足(4歳) 29日(木)	こいのぼりランチ	0歳児健診	※クラス懇談会 ・4歳 ばんだ 14日(水) ・3歳 そ う 15日(木) ・1歳 うさぎ 16日(金) ・5歳 らいおん 1日(水) ・2歳 きりん 22日(木) ・0歳 ひよこ 23日(金) すくすく子育て広場 15日(木) ・読み聞かせの会・・12日(月)
六 月	プール開き 23日(月) 保育参観(1～5歳) 2日(月) ～13日(金)		0歳児健診 歯みがき指導 歯科検診	すくすく子育て広場 19日(木) 読み聞かせの会・・・30日(月)
七 月	七夕の会 7日(月) 5歳児合宿 4日(金) ～5日(土) 夏祭り 乳児24日(木) 幼児25日(金)	七夕ランチ	0歳児健診 全園児健診	すくすく子育て広場 17日(木)
八 月	小学校1年生交流会 23日(土) ※1年生のみの参加		0才児健診	
九 月	防災お迎え訓練 1日(月) 「感謝の会」 12日(金)	お月見ランチ	0歳児健診	すくすく子育て広場 18日(木)
十 月	幼児 運動会 11日(土) 0,1,2歳児運動あそび 秋の遠足(2歳) 17日(金) 秋の遠足(3歳) 23日(木) 芋ほり遠足(4・5歳) 24日(金) 焼き芋大会 30日(木)	焼き芋大会 ハロウィン	0才児健診 視力検査(4.5才) 全園児健診	すくすく子育て広場 16日(木)
十一 月	収穫祭 保育参観・面談(0歳) 4日(火) 個人面談(1～5歳) ～14日(金)	七五三メニュー	0才児健診	すくすく子育て広場 20日(木) ※音楽を楽しむ会 ※予定
十二 月	劇遊び(3, 4, 5歳児) 13日(土) クリスマス会 25日(木) おもちつき(園内) 23日(火)	ケーキ作り クリスマスバイキング	0歳児健診	年末特別保育(予定) すくすく子育て広場 18日(木)
一 月	お正月伝承遊び 8日(木) ～9日(金) 作品展 29日(木) ～30日(金) 保育参観(1～5歳) 未定 卒園観劇(予定)	お正月料理 鏡開き うどん作り	0才児健診 全園児健診	※獅子舞と太鼓 (予定) ※卒園人形劇鑑賞会 (予定) すくすく子育て広場 22日(木)
二 月	節分 3日(火) クラス懇談会(右記日程)	節分ランチ	0歳児健診 新入園児健診・面談	※クラス懇談会 ・3歳 そ う 5日(木) ・2歳 きりん 6日(金) ・5歳 らいおん 12日(木) ・0歳 ひよこ 13日(金) ・4歳 ばんだ 19日(木) ・1歳 うさぎ 20日(金) すくすく子育て広場 19日(木)
三 月	ひな祭り 3日(火) 防災訓練 11日(水) 卒園式 14日(土) お別れ遠足(5歳児) 19日(木) お別れパーティー 25日(水)	ひな祭りランチ メッセージケーキ作り	新入園児健康診断・面接 0歳児健診	

- ※ 毎月、避難訓練と誕生会・身体測定を行います。
- ※ 保育参観後、希望者には個人面談を予定しております。
- ※ クラス懇談会は平日の17:30～19:15（幼児クラス）、17:30～19:00（乳児クラス）です。
- ※ 毎月、郷土料理の日があり、誕生日会の日は特別メニューになります。
- ※ 〇〇〇は保護者参加行事となります。
- ※ 保護者会主催のイベントは、日程が決まり次第お知らせします。

2025年度 たんぽぽ保育園（しんはな分園）年間行事予定

	行事		食育・クッキング	保健	その他・備考
4月	入園式・進級式	1日（火）	離乳食説明会	全園児健診	
	年間事業説明会	12日（土）	入園お祝い膳		
	卒園児交流会①	26日（土）			
5月	こいのぼりの会	1日（木）	こいのぼりランチ	0歳児健診	※クラス懇談会
	クラス懇談会	右記日程	草団子作り		0,1歳児 15日（木）
	春の遠足（4歳児）	29日（木）			2歳児 22日（木） 幼児 20日（火）
6月	プール開き	23日（月）		0歳児健診	人形劇（予定）
	保育参観（1～5歳児）	3日（火）～ 13日（金）		歯科検診、歯みがき指導	
7月	合宿（5歳児）	4日（金）～ 5日（土）	七夕ランチ	全園児健診	
	七夕の会	7日（月）			
	夏祭り	25日（金）			
8月	卒園児交流会②	23日（土）		0歳児健診	
9月	防災お迎え訓練	1日（月）	お月見ランチ	0歳児健診	人形劇（予定）
	感謝の会（5歳児）	12日（金）			
10月	幼児運動会	11日（土）	ハロウィンランチ	全園児健診	
	乳児運動遊び	14日～17日（予定）		視力検査（4, 5歳児）	
	秋の遠足（2歳児）	15日（水）			
	秋の遠足（3歳児）	21日（火）			
	いもほり遠足（4, 5歳児）	24日（金）			
	焼き芋大会（2歳児以上）	30日（木）			
11月	保育参観・個人面談（0歳児のみ）	4日（火）～ 14日（金）	七五三メニュー	0歳児健診	音楽を楽しむ会（予定）
	個人面談（1～5歳児の希望者のみ）				
12月	劇遊び（幼児）	13日（土）	ケーキ作り		年末保育（予定）
	お餅つき（園）	23日（火）	クリスマスメニュー		
	クリスマス会	25日（木）			
1月	お正月伝承遊び	8日（木） 9日（金）	七草がゆ 鏡開き	全園児健診	
	卒園観劇	未定	うどん作り		
	保育参観（1～5歳児）	未定			
	作品展	29日（木） 30日（金）			
2月	節分	3日（火）	節分ランチ	0歳児健診	※クラス懇談会
	クラス懇談会	右記日程			0,1歳児 25日（水）
					2歳児 19日（木） 幼児 17日（火）
3月	ひな祭り	3日（火）	ひな祭りランチ	0歳児健診	
	防災訓練	11日（水）	ケーキ作り		
	卒園式	14日（土）			
	新入園児面接・健診	未定			
	お別れ遠足（5歳児）	19日（木）			
	お別れパーティ	25日（水）			

※毎月、避難訓練、誕生日会、身体測定を行います。 ※文字が青色の行事は保護者参加行事となります。

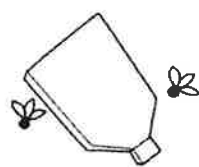
※毎月、郷土料理の日があり、誕生日会の日は特別メニューになります。

※クラス懇談会は乳児は平日17時～18時、幼児は17時半～19時ごろの予定です。詳細は近くなってお知らせします。

※未定となっている行事は詳細が決まり次第お知らせします。 ※保護者会イベントの日程、詳細は決まり次第お知らせします。

※0歳児の個人面談は希望者のみ11月の保育参観の時にいきます。各家庭15分となります。

※1～5歳児の個人面談は6月、11月、1月に希望者のみ行います。各家庭15分となります。詳細は後日お知らせします。



文 化 行 事

(豊かな知識・心・感性を育む)
(地域との交流)



たんぽぽ保育園

日 時	音楽・楽器・歌・人形劇 対象年齢	詳 細
7 月	夏祭り (全園児)	乳児と幼児で夏祭り日を設けて います♪
9 月	感謝の会 (5歳児)	お孫さんと楽しいひとときを♪
11 月	劇団グリーンフィールド (全園児)	今年の歌はなにかな？音楽を楽しもう！
12 月	劇遊び (幼児組)	子ども達自身が演じる表現遊びです。 お楽しみに♪
	クリスマス会 (全園児)	大好きなサンタさんに会えるかな！？
1 月	お囃子・獅子舞 (全園児)	お囃子の音色に惹かれ、お獅子が登場 します。
2 月	節分 (全園児)	勇気を出して鬼を退治しよう！
	劇団ポポロ (全園児)	年長児の卒園記念として、人形劇を鑑賞 します。今年のお話は何だろう？
3 月	ひな祭り会 (全園児)	全クラスでひな祭りを楽しみます！

* 感染症拡大防止等により、予定は中止されることがあります。予めご了承ください。





～保育園からのお願い～

1、登園時間について・・・朝は、9 時 15 分までに登園して下さい。

(子どもたちの活動を保障するためです)

※お休みの場合は 9 時までに連絡してください。食物アレルギー児のお子さんは調理
に関係する為、必ず連絡してください。

2、電話・住所・勤務先などが変わった場合は速やかに園の方へ連絡して下さい。

3、土曜保育は、基本的にはご両親とも仕事の方のみお預かりします。

4、出先の仕事の場合など、必ず連絡先が分かるようにしておいて下さい。

(連絡帳に記入するか、事務所にお伝え下さい)

5、お手紙入れは、降園の際に必ず確認してお帰り下さい。

6、延長保育料等、こちらから請求する場合は速やかに納入して下さい。

7、降園する際は廊下、園庭などで遊ばないようお願いします。

8、週末に持ち帰ってお洗濯をお願いするものは以下の通りです。

- * クラスカラー帽子 (ゴムの点検もお願いします)
- * 布団カバー
- * 午睡用バスタオル
- * 0 歳児クラス午睡用ゴム付きバスタオル
- * 午睡用布団のお洗濯についてはその都度クラスからお知らせします。

(週末以外でも汚れてしまった場合は随時、持ち帰りお洗濯をお願いする事もあります。)



